

四街道市営霊園条例新旧対照表（第1条関係）

改正案		現 行	
別表（第23条第1項）		別表（第23条第1項）	
区分	管理料（1区画3年分）	区分	管理料（1区画3年分）
普通墓地	14,050円	普通墓地	13,800円
芝生墓地	19,250円	芝生墓地	18,900円

四街道市使用料条例新旧対照表（第2条関係）

改正案						現 行						
別表第1（第2条第1項）						別表第1（第2条第1項）						
1 温水プール						1 温水プール						
(1) (略)						(1) (略)						
(2) 専用使用の場合						(2) 専用使用の場合						
区分	通常（7、8月以外）		夏期（7、8月）			区分	通常（7、8月以外）		夏期（7、8月）			
全館使用	21,380円		10,690円			全館使用	21,000円		10,500円			
一般競泳用プール 使用	16,040円		8,000円			一般競泳用プール 使用	15,750円		7,860円			
幼児用プール使用	5,340円		2,650円			幼児用プール使用	5,250円		2,610円			
備考	使用時間は2時間単位とする。					備考	使用時間は2時間単位とする。					
2 文化センター						2 文化センター						
(1) ホール等基本使用料						(1) ホール等基本使用料						
使用区分	時間区分	午前	午後	夜間	全日	備考	時間区分	午前	午後	夜間	全日	備考
		午前9	午後1	午後6	午前9				午前9	午後1	午後6	

		時から 午前12 時まで	時から 午後5 時まで	時から 午後9 時まで	時から 午後9 時まで	
大ホール	平日（土曜日を除く。）1回につき	円 21,240	円 28,330	円 21,240	円 85,010	
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）1回につき	25,490	33,990	25,490	102,010	
リハーサル室	1回につき	1,310	1,750	1,310	5,280	
楽屋1.2.3	1回につき	520	690	520	2,070	1室につき
楽屋4	1回につき	710	950	710	2,880	
練習室1	1回につき	710	950	710	2,880	
練習室2	1回につき	910	1,220	910	3,670	
練習室3	1回につき	1,310	1,750	1,310	5,280	

備考（略）

(2) 会議室等基本使用料

時間区分		午前	午後	夜間	全日	備考
使用区分						
No.	室名	収容	午前9	午後1	午後6	午前9

		時から 午前12 時まで	時から 午後5 時まで	時から 午後9 時まで	時から 午後9 時まで	
大ホール	平日（土曜日を除く。）1回につき	円 20,860	円 27,820	円 20,860	円 83,470	
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）1回につき	25,030	33,380	25,030	100,160	
リハーサル室	1回につき	1,290	1,720	1,290	5,190	
楽屋1.2.3	1回につき	510	680	510	2,040	1室につき
楽屋4	1回につき	700	940	700	2,830	
練習室1	1回につき	700	940	700	2,830	
練習室2	1回につき	900	1,200	900	3,610	
練習室3	1回につき	1,290	1,720	1,290	5,190	

備考（略）

(2) 会議室等基本使用料

時間区分		午前	午後	夜間	全日	備考
使用区分						
No.	室名	収容	午前9	午後1	午後6	午前9

		人員	時から 午前12 時まで	時から 午後5 時まで	時から 午後9 時まで	時から 午後9 時まで
1	201号室	人 60	円 2,430	円 3,240	円 2,430	円 9,750
2	202号室	60	2,430	3,240	2,430	9,750
3	203号室	90	3,660	4,890	3,660	14,690
4	204号室	30	1,210	1,620	1,210	4,870
5	205号室	30	1,210	1,620	1,210	4,870
6	206号室	60	2,430	3,240	2,430	9,750
7	207号室	40	2,020	2,700	2,020	8,120
8	208号室	60	3,460	4,610	3,460	13,850
9	和室1	30	1,130	1,500	1,130	4,520
10	和室2	35	1,390	1,850	1,390	5,580
11	和室3	30	1,130	1,500	1,130	4,520
12	研修室	17	2,270	3,030	2,270	9,100
13	301号室	90	4,840	6,460	4,840	19,420
14	302号室	60	3,630	4,840	3,630	14,560
15	303号室	12	1,210	1,600	1,210	4,840
16	304号室	15	1,340	1,780	1,340	5,370
17	305号室	15	1,340	1,780	1,340	5,370
18	306号室	60	2,930	3,910	2,930	11,740
19	307号室	60	2,910	3,880	2,910	11,650

備考 (略)

		人員	時から 午前12 時まで	時から 午後5 時まで	時から 午後9 時まで	時から 午後9 時まで
1	201号室	人 60	円 2,390	円 3,190	円 2,390	円 9,580
2	202号室	60	2,390	3,190	2,390	9,580
3	203号室	90	3,600	4,810	3,600	14,430
4	204号室	30	1,190	1,590	1,190	4,790
5	205号室	30	1,190	1,590	1,190	4,790
6	206号室	60	2,390	3,190	2,390	9,580
7	207号室	40	1,990	2,660	1,990	7,980
8	208号室	60	3,400	4,530	3,400	13,600
9	和室1	30	1,110	1,480	1,110	4,440
10	和室2	35	1,370	1,820	1,370	5,480
11	和室3	30	1,110	1,480	1,110	4,440
12	研修室	17	2,230	2,980	2,230	8,940
13	301号室	90	4,760	6,350	4,760	19,070
14	302号室	60	3,570	4,760	3,570	14,300
15	303号室	12	1,190	1,580	1,190	4,760
16	304号室	15	1,320	1,750	1,320	5,280
17	305号室	15	1,320	1,750	1,320	5,280
18	306号室	60	2,880	3,840	2,880	11,530
19	307号室	60	2,860	3,810	2,860	11,440

備考 (略)

(3) 展示ホール基本使用料

時間区分	午前9時から午後1時まで		午後1時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで		午前9時から午後9時まで	
利用種別	一般	営利的	一般	営利的	一般	営利的	一般	営利的
金額	円	円	円	円	円	円	円	円
	3,190	15,990	3,190	15,990	3,190	15,990	9,620	48,120

備考 (略)

(4) (略)

3 国民保養センター鹿島荘

使用者区分	使用料区分	市内在住者	市外在住者
大人		300円	620円
小人(中学生以下)		(略)	200円

備考 (略)

4 市営霊園

(1)・(2) (略)

(3) 霊園一時使用料

ア 墓地

区分	1区画1日当たり使用料
組合加入業者(市内)	(略)
〃(市外)	(略)
その他の業者	610円

(3) 展示ホール基本使用料

時間区分	午前9時から午後1時まで		午後1時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで		午前9時から午後9時まで	
利用種別	一般	営利的	一般	営利的	一般	営利的	一般	営利的
金額	円	円	円	円	円	円	円	円
	3,140	15,700	3,140	15,700	3,140	15,700	9,450	47,250

備考 (略)

(4) (略)

3 国民保養センター鹿島荘

使用者区分	使用料区分	市内在住者	市外在住者
大人		300円	610円
小人(中学生以下)		(略)	200円

備考 (略)

4 市営霊園

(1)・(2) (略)

(3) 霊園一時使用料

ア 墓地

区分	1区画1日当たり使用料
組合加入業者(市内)	(略)
〃(市外)	(略)
その他の業者	600円

備考 (略)

イ 管理棟和室

区分	2時間当たり使用料
和室	3,130円

5 (略)

6 都市公園

(1) 公園使用料

ア 行為使用料

区分	単位	金額	摘要
行商、募金その他これらに類する行為をすること		(略)	
		(略)	
業として写真の撮影を行う場合	常時 写真機 1台 1月	3,200円	
	臨時 写真機 1台 1日	(略)	
業として行う映画の撮影	1回 2時間以内	3,200円	
興業・競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること		(略)	

イ (略)

(2) 有料公園施設使用料

ア (略)

イ 庭球場使用料 (1面につき)

備考 (略)

イ 管理棟和室

区分	2時間当たり使用料
和室	3,080円

5 (略)

6 都市公園

(1) 公園使用料

ア 行為使用料

区分	単位	金額	摘要
行商、募金その他これらに類する行為をすること		(略)	
		(略)	
業として写真の撮影を行う場合	常時 写真機 1台 1月	3,150円	
	臨時 写真機 1台 1日	(略)	
業として行う映画の撮影	1回 2時間以内	3,150円	
興業・競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること		(略)	

イ (略)

(2) 有料公園施設使用料

ア (略)

イ 庭球場使用料 (1面につき)

区分	単位	一般	中学校・高等学校生徒
総合公園	2時間	850円	630円
その他の公園	2時間	640円	460円

ウ 野球場

(7) 総合公園野球場

使用者区分 \ 使用区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
	2時間	2時間
一般野球チーム	2,130円	6,410円
高校生・大学生野球チーム	1,070円	3,200円
小学生・中学生野球チーム	(略)	
職業野球チーム	4,270円	42,770円

(1) 中央公園野球場

使用者区分 \ 使用区分	2時間
一般野球チーム	1,590円
高校生・大学生野球チーム	790円
小学生・中学生野球チーム	(略)

エ 野球場附属施設使用料

(7) 拡声装置使用

使用回数	1回

区分	単位	一般	中学校・高等学校生徒
総合公園	2時間	840円	620円
その他の公園	2時間	630円	460円

ウ 野球場

(7) 総合公園野球場

使用者区分 \ 使用区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
	2時間	2時間
一般野球チーム	2,100円	6,300円
高校生・大学生野球チーム	1,050円	3,150円
小学生・中学生野球チーム	(略)	
職業野球チーム	4,200円	42,000円

(1) 中央公園野球場

使用者区分 \ 使用区分	2時間
一般野球チーム	1,570円
高校生・大学生野球チーム	780円
小学生・中学生野球チーム	(略)

エ 野球場附属施設使用料

(7) 拡声装置使用

使用回数	1回

区分	
入場料を徴収しない場合	1,070円
入場料を徴収する場合	2,130円
スポーツを職業とする場合	3,200円

(イ) 夜間照明設備使用

単位	金額
30分 (30分に満たないときは30分とする。)	3,200円

オ 運動場使用料

総合公園多目的運動場

使用区分		使用単位	金額
団 体 合	入場料等を徴収しない場	一般	2時間 1,590円
		高校生	2時間 800円
		大学生	
		小学生 中学生	(略)
	入場料等を徴収する場合	一般	4時間 15,990円
		高校生 大学生	4時間 8,010円
個 人	高校生以上		(略)
	中学生以下		(略)

備考 (略)

カ 運動場附属設備使用料

拡声装置使用

使用回数	1回
------	----

区分	
入場料を徴収しない場合	1,050円
入場料を徴収する場合	2,100円
スポーツを職業とする場合	3,150円

(イ) 夜間照明設備使用

単位	金額
30分 (30分に満たないときは30分とする。)	3,150円

オ 運動場使用料

総合公園多目的運動場

使用区分		使用単位	金額
団 体 合	入場料等を徴収しない場	一般	2時間 1,570円
		高校生	2時間 790円
		大学生	
		小学生 中学生	(略)
	入場料等を徴収する場合	一般	4時間 15,700円
		高校生 大学生	4時間 7,870円
個 人	高校生以上		(略)
	中学生以下		(略)

備考 (略)

カ 運動場附属設備使用料

拡声装置使用

使用回数	1回
------	----

使用者区分	
入場料を徴収しない場合	1,070円
入場料を徴収する場合	2,130円

キ 総合公園体育館

(7) 専用使用

使用区分				使用単位	2時間単位	
					午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
メ イ ン ア リ ナ	アマチュア がスポーツ 又はレクリ エーション の活動で使 用する場合	入場料等を徴 収しない場合	一般	4,270円	6,410円	
			高校生	2,550円	3,840円	
			大学生			
			中学生以下	1,700円	2,540円	
	入場料等を徴収する場合		21,380円	32,080円		
	その他の場 合	入場料等を徴収しない場 合	21,380円	32,080円		
		入場料等を徴収する場合	85,550円	128,330円		
サ ブ ア リ ナ	アマチュア がスポーツ 又はレクリ エーション の活動で使 用する場合	入場料等を徴 収しない場合	一般	1,410円	2,110円	
			高校生	840円	1,270円	
			大学生			
			中学生以下	560円	830円	
	入場料等を徴収する場合		7,100円	10,650円		
	その他の場 合	入場料等を徴収しない場 合	7,100円	10,650円		

使用者区分	
入場料を徴収しない場合	1,050円
入場料を徴収する場合	2,100円

キ 総合公園体育館

(7) 専用使用

使用区分				使用単位	2時間単位	
					午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
メ イ ン ア リ ナ	アマチュア がスポーツ 又はレクリ エーション の活動で使 用する場合	入場料等を徴 収しない場合	一般	4,200円	6,300円	
			高校生	2,510円	3,770円	
			大学生			
			中学生以下	1,670円	2,500円	
	入場料等を徴収する場合		21,000円	31,500円		
	その他の場 合	入場料等を徴収しない場 合	21,000円	31,500円		
		入場料等を徴収する場合	84,000円	126,000円		
サ ブ ア リ ナ	アマチュア がスポーツ 又はレクリ エーション の活動で使 用する場合	入場料等を徴 収しない場合	一般	1,390円	2,080円	
			高校生	830円	1,250円	
			大学生			
			中学生以下	550円	820円	
	入場料等を徴収する場合		6,980円	10,460円		
	その他の場 合	入場料等を徴収しない場 合	6,980円	10,460円		

		入場料等を徴収する場合		<u>28,440円</u>	<u>42,660円</u>
第1武道場	アマチュアがスポーツ又はレクリエーションの活動で使用する場合	入場料等を徴収しない場合	一般	<u>1,260円</u>	<u>1,900円</u>
			高校生	<u>740円</u>	<u>1,130円</u>
			大学生		
			中学生以下	480円	<u>730円</u>
	その他の場合	入場料等を徴収する場合	<u>6,310円</u>	<u>9,520円</u>	
	入場料等を徴収しない場合	<u>6,310円</u>	<u>9,520円</u>		
	入場料等を徴収する場合	<u>25,520円</u>	<u>38,290円</u>		
第2武道場	アマチュアがスポーツ又はレクリエーションの活動で使用する場合	入場料等を徴収しない場合	一般	<u>1,260円</u>	<u>1,900円</u>
			高校生	<u>740円</u>	<u>1,130円</u>
			大学生		
			中学生以下	480円	<u>730円</u>
	その他の場合	入場料等を徴収する場合	<u>6,310円</u>	<u>9,520円</u>	
	入場料等を徴収しない場合	<u>6,310円</u>	<u>9,520円</u>		
	入場料等を徴収する場合	<u>25,520円</u>	<u>38,290円</u>		
弓道場			一般	<u>1,260円</u>	<u>1,900円</u>
			高校生	<u>740円</u>	<u>1,130円</u>
			大学生		
			小学生	480円	<u>730円</u>
			中学生		
第1会議室				410円	<u>630円</u>

		入場料等を徴収する場合		<u>27,930円</u>	<u>41,890円</u>
第1武道場	アマチュアがスポーツ又はレクリエーションの活動で使用する場合	入場料等を徴収しない場合	一般	<u>1,240円</u>	<u>1,870円</u>
			高校生	<u>730円</u>	<u>1,110円</u>
			大学生		
			中学生以下	480円	<u>720円</u>
	その他の場合	入場料等を徴収する場合	<u>6,200円</u>	<u>9,350円</u>	
	入場料等を徴収しない場合	<u>6,200円</u>	<u>9,350円</u>		
	入場料等を徴収する場合	<u>25,060円</u>	<u>37,600円</u>		
第2武道場	アマチュアがスポーツ又はレクリエーションの活動で使用する場合	入場料等を徴収しない場合	一般	<u>1,240円</u>	<u>1,870円</u>
			高校生	<u>730円</u>	<u>1,110円</u>
			大学生		
			中学生以下	480円	<u>720円</u>
	その他の場合	入場料等を徴収する場合	<u>6,200円</u>	<u>9,350円</u>	
	入場料等を徴収しない場合	<u>6,200円</u>	<u>9,350円</u>		
	入場料等を徴収する場合	<u>25,060円</u>	<u>37,600円</u>		
弓道場			一般	<u>1,240円</u>	<u>1,870円</u>
			高校生	<u>730円</u>	<u>1,110円</u>
			大学生		
			小学生	480円	<u>720円</u>
			中学生		
第1会議室				410円	<u>620円</u>

第2会議室 410円 630円

備考 (略)

(イ) (略)

(ウ) 体育館附属設備使用料

区分		使用単位	金額
放送設備	メインアリーナ	1時間	520円
	その他		(略)
電光得点表示板(2基1組)		1時間	520円

備考 (略)

7 鹿放ヶ丘ふれあいセンター

区分	単位	金額
ホール	2時間	1,870円
大広間・陶芸室		(略)
会議室	2時間	560円
和室		(略)
陶芸窯(素焼き)	1回につき	2,030円
陶芸窯(本焼き)	1回につき	3,050円

8 公民館

(1) 四街道公民館

区分	単位	金額
ホール	1時間	970円
視聴覚室	1時間	110円
会議室	1時間	180円

第2会議室 410円 620円

備考 (略)

(イ) (略)

(ウ) 体育館付属設備使用料

区分		使用単位	金額
放送設備	メインアリーナ	1時間	510円
	その他		(略)
電光得点表示板(2基1組)		1時間	510円

備考 (略)

7 鹿放ヶ丘ふれあいセンター

区分	単位	金額
ホール	2時間	1,840円
大広間・陶芸室		(略)
会議室	2時間	550円
和室		(略)
陶芸窯(素焼き)	1回につき	2,000円
陶芸窯(本焼き)	1回につき	3,000円

8 公民館

(1) 四街道公民館

区分	単位	金額
ホール	2時間	1,920円
視聴覚室	2時間	230円
会議室	2時間	370円

和室	1時間	280円
調理室	1時間	330円

(2) 千代田公民館

区分	単位	金額
ホール	1時間	900円
和室	1時間	220円
第1学習室	1時間	170円
団体活動室	1時間	50円
調理実習室	1時間	220円
第2学習室	1時間	160円
視聴覚室	1時間	220円
音楽室	1時間	260円
美術工芸室	1時間	220円
陶芸窯（素焼き）	1回につき	2,540円
陶芸窯（本焼き）	1回につき	3,560円

(3) 旭公民館

区分	単位	金額
ホール	1時間	850円
談話室	1時間	100円
相談室	1時間	110円
美術工芸室	1時間	230円
和室	1時間	260円
大会議室	1時間	450円
小会議室	1時間	100円

和室	2時間	550円
調理室	2時間	660円

(2) 千代田公民館

区分	単位	金額
ホール	2時間	1,770円
和室	2時間	440円
第1学習室	2時間	340円
団体活動室	2時間	110円
調理実習室	2時間	440円
第2学習室	2時間	330円
視聴覚室	2時間	440円
音楽室	2時間	520円
美術工芸室	2時間	440円
陶芸窯（素焼き）	1回につき	2,500円
陶芸窯（本焼き）	1回につき	3,500円

(3) 旭公民館

区分	単位	金額
ホール	2時間	1,670円
談話室	2時間	210円
相談室	2時間	230円
美術工芸室	2時間	460円
和室	2時間	510円
大会議室	2時間	890円
小会議室	2時間	210円

調理実習室	1時間	310円
視聴覚音楽室	1時間	240円
9 南部総合福祉センターわろうべの里（ふれあいセンター）		
区分	単位	金額
わろうびんぐホール	2時間	1,730円
食のスタジオ	2時間	830円
創作のスタジオ	2時間	830円
音のスタジオ～相談室		(略)
陶芸窯（素焼き）	1回につき	2,030円
陶芸窯（本焼き）	1回につき	3,050円

調理実習室	2時間	620円
視聴覚音楽室	2時間	480円
9 南部総合福祉センターわろうべの里（ふれあいセンター）		
区分	単位	金額
わろうびんぐホール	2時間	1,700円
食のスタジオ	2時間	820円
創作のスタジオ	2時間	820円
音のスタジオ～相談室		(略)
陶芸窯（素焼き）	1回につき	2,000円
陶芸窯（本焼き）	1回につき	3,000円

四街道市休日夜間急病診療所条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>（手数料）</p> <p>第7条 診断書その他当該診療に係る証明書の交付を受けようとする者は、1通につき<u>1,590円</u>の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>（手数料）</p> <p>第7条 診断書その他当該診療に係る証明書の交付を受けようとする者は、1通につき<u>1,570円</u>の手数料を納付しなければならない。</p>